

令和4年1月臨時会

(2022年)

市議会議案参考資料

吹 田 市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第1号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	5	—
議案第1号	令和3年度吹田市一般会計補正予算（第14号）	7	5

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

令和3年(2021年)11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時特別給付金を支給するものです。

1 対象者

※いずれかに当てはまる世帯

- ① 基準日(令和3年12月10日)時点で、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯 **【対象世帯数】** 約50,000世帯
- ② ①の世帯のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の収入が減少し、住民税均等割非課税相当の収入となった世帯(家計急変世帯) **【見込み世帯数】** 約5,000世帯

2 給付額

1世帯あたり 10万円

3 費用

総事業費 5,695,484千円(国 10/10)

4 今後のスケジュール

- ①の対象と思われる世帯には、2月頃から順次「確認書」等を送付予定。
- ②の対象者には、市の生活困窮者自立相談支援窓口や生活保護申請の相談に対応している生活福祉室を始め、ホームページ、市報すいた等で事業内容を周知し申請を勧奨。

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金 支給対象者の拡充について

子育て世帯への臨時特別給付金については、これまで国の支給要領に基づき支給しているところですが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、支給対象外となっている児童手当（特例給付）を受給する世帯等についても、市独自で、子育て世帯への臨時特別給付金を支給しようとするものです。

1 対象者

国の支給要領で給付金の支給対象外となっている者で、申請日時点で本市に居住し①②のいずれかの要件を満たす者

- ①平成15年（2003年）4月2日から令和4年（2022年）3月31日までの間に出生した児童を養育する者のうち、a～cのいずれかに該当する者
 - a 令和2年（2020年）中の所得が児童手当の所得制限限度額を超えたことにより国の給付金の支給対象外となった児童を養育する者
 - b 令和3年（2021年）10月1日以降に国外から転入した児童を養育する者
 - c 配偶者からの暴力を理由として避難し児童を養育する者
- ②令和4年（2022年）4月1日に出生した児童を養育する者

※令和4年（2022年）4月1日以降の転入者及び他市等で同様の趣旨の給付金の支給を受けている者を除く。

【対象児童数：13,000人 対象世帯数：8,500世帯】

2 給付額

児童1人当たり5万円

※児童手当の所得制限限度額を超えない者は10万円

3 費用

総事業費 655,703千円

4 今後のスケジュール

・対象者の拡充についてホームページ等で周知し、申請を勧奨

※令和3年9月分の児童手当（特例給付）受給者には通知を送付し、2月上旬に給付金を支給予定 【申請不要】

